

南シナ海判決と沖ノ鳥島の運命

横浜市立大学名誉教授 矢吹 晋（会員）



国連海洋法条約（以下、海洋法）は1982年に採択され、日本政府は翌1983年に批准した。

この報道に接した海洋法の専門家ハワイ大学のダイク教授（1943～2011）は1988年1月21日付『ニューヨーカー・タイムズ』に次の投書を書いた。

——1月4日付の東京の新聞は一面にちっぽけな沖ノ鳥島を「築き上げて（build up）」、海草に飲み込まれるのを防ぎ、国際法がこの無人島に対して200カイリの排他的経済水域を認めるような印象を保持する企図を報じている。海洋法第121条3項は、「人間の居住できない、あるいは経済生活を維持できない岩は、排他的経済水域あるいは大陸棚をもたない」と定めている。沖ノ鳥島は2つの岩が浸食されており、キングサイ

ズのベッドほどの大きさしかない。明らかに「経済生活を維持できない」「人の住めない」岩という規定通りのものだ。

それゆえ200カイリの排他的経済水域をもつ資格はない。海洋法第60条8項には「人工島、施設および構築物は、島の地位を有しない。これらのものは、それ自体の領海を有せず、また、その存在は、領海、排他的経済水域、または大陸棚の境界画定に影響を及ぼすものではない」という規定もある。日本は2億ドル以上を費やして人工島を建設しようとしているが、そのような建設によって資源を排他的に管理する基礎とはできないう。この工事を踏まえて沖ノ鳥島を基点とする排他的経済水域および大陸棚延伸を日本政府が申請する過程で、中国と韓国から反対意見を述べた口上書が繰り返し国連海洋法大陸棚限界委員会（以下、

1、沖ノ鳥島埋め立ての愚行

海洋法の専門家ダイク教授は30年近く前に、実に的確に今日の事態を予想していた。もしこの時点で日本政府がダイク教授の警告あるいは提言を受け入れて、沖ノ鳥島に対するいわゆる「波消しブロック」工事を断念していたならば、日本は800億円余の血税を浪費する愚行を避け、また2014年3月、設置済み桟橋が倒れる事故によって7名の人命を失うことになかったはずだ。それだけではない。この工事を踏まえて沖ノ鳥島を基点とする排他的経済水域および大陸棚延伸を日本政府が申請する過程で、中国と韓

大陸棚限界委員会)に提出され、沖ノ鳥島は「島か岩かの争点」が世界的な関心のマトとなる事態も避け得たはずであった。こうして、沖ノ鳥島埋め立てプロジェクトは百害あって一利なし、の惨憺たる結果に終わったが、国民はその真相を何も知らされず、沖ノ鳥島は島の地位を認められていると信じている。まことに「知らぬは日本国民ばかり」の悲喜劇はまだ幕引きに至っていない。

1996年6月2日、日本政府は「領海および接続水域に関する法律」を改正し、「排他的経済水域および大陸棚に関する法律」を公布した。この国内法で沖ノ鳥島周辺海域に排他的経済水域(EEZ)を設定した(これが海洋法と矛盾しており、認められないことはその後、明らかになる)。2003年、中国は日本政府に対して沖ノ鳥島周辺への排他的経済水域の設定に異議を唱え、以後この異議を大陸棚限界委員会に対する中国政府の口上書において繰り返した。2008年11月12日、日本政府は大陸棚限界委員会に沖ノ鳥島を基点とする海域等の大陸棚延伸(初步的データに基づく)を申請した。翌2009年5月12日中国および韓国も、初步的データに基づく大陸棚延伸をそれぞれ申請した。日本政府は沖ノ

鳥島を基点とする200カイリおよび陸棚延伸をより具体的なデータに基づき補足申請した。これに対しても中国および韓国は、日本の申請に異議を唱える口上書を大陸棚限界委員会に提出し、同委員会の場で日中韓3か国の「口上書合戦」が展開され、領海線引きをめぐる東アジア世界の相互不信の悪循環は世界の知るところとなつた。すなわち日本は「沖ノ鳥島は島である」とする主張に基づき、①排他的経済水域および②大陸棚延伸を申請したのに對して、中韓両国は「沖ノ鳥島は岩にすぎない以上、排他的経済水域および大陸棚延伸をもつ資格なし」と繰り返し異議を申し立てた。この異議申し立てに対しても、日本は中韓に反論して、「沖ノ鳥島周辺で日本と領海を接するのはパラオ共和国とミクロネシア連邦(米国)である。中韓両国は領海を接しないのであるから、口出しだすな」と論駁した。この反論に対しても、中韓は、「なるほど領海は接していないが、沖ノ鳥島における島嶼埋め立ては、グローバル・モンズ保護の観点からして異議あり、異議の提起は許されると主張した。

2、大陸棚限界委員会の審議

沖ノ鳥島をめぐる日本の排他的経済水域および大陸棚延伸の申請に対しても、中韓が異議申し立てを行つた事実は、大陸棚限界委の重視するところとなり、「対日勧告書」(2012年4月20日に採択)のなかに取り入れられた。その結果、沖ノ鳥島を基点とする九州パラオ海嶺南部海域の扱いは、賛成5票、反対8票、棄権3票の大差で否決され、日本の提案は却下された。対日勧告書の文言は「中国および韓国の中上書で提起された問題」が解決されるまでは、大陸棚限界委員会としては「九州パラオ海嶺南部海域について行動をとらない」ことを決定したことになる(矢吹『南シナ海領土紛争と日本』124~125頁)。日本提案は3分の2の賛成を必要とする重要事項扱いとされたにもかかわらず、日本政府案は「過半数にさえ達しない惨敗」であった。今回の海洋線引きにおいて、中韓の異論をあえて無視したまま票決に臨み、16名の票決において、賛成5票、反対8票、棄権3票に終わつた失敗は、2005年の国連総会において、安全保障理事会の常任理事国ポストを狙い、隣国の反対もあって目的を達せられなかつた前例に酷似している。沖ノ鳥島は「申請対象

に含まれていない」ので、限界委は島か岩かの判断を避けた形だが、事実上、岩と見る中韓の主張に傾いていることは間に浮き出ている。すなわち日本提案に疑問を呈した中韓の異議を重視する立場を明らかにして、大陸棚延伸の結論を先送りした。結論先送りの理由とされた「沖ノ鳥島リイワ論」を中韓が放棄することはまずありえない。それゆえ沖ノ鳥島を島と認める判断が将来下されることはまず想定しにくい。要するに対日勧告書の立場は、事実上岩論に立つが、第1に、沖ノ鳥島が日本政府の申請書に含まれていないこと、第2に、限界委には島か岩かを判断する主権的権利にかかる内容に踏み込む権限は与えられていないこと、第3に、いわば日本政府のメントを重んじて一種の婉曲話法で判断を先送りしたものと解すべきだ。これが限界委の立場であった。しかしながら、この限界委に見られる対日勧告の中韓の口上書内容が、7月12日の南シナ海中比仲裁判定に引用されることによって、新たな意義を付与された。すなわち中比仲裁判決は、

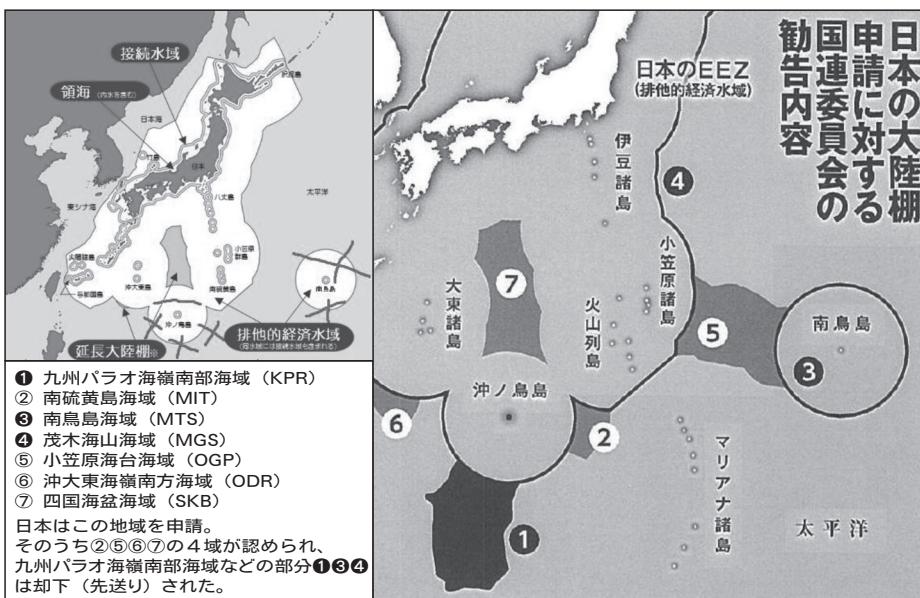
岩かの判断を避けた形だが、事実上、岩と見る中韓の主張に傾いていることは行

對日勧告書の沖ノ鳥島リイワ論を引用して、「南シナ海に島なし」と断定した。すなわち「沖ノ鳥島は島に非ず」とする

中韓の認識は、今次判決によつて追認さ

れ、いわば判例として定着することが確実になつた。

3、仲裁裁定に対する政府の反応とメディア



(海上保安庁のホームページより)

仲裁裁定が示された翌朝7月13～14日の社説表題を一瞥して見よう。朝日社説「中国は法秩序を守れ」、毎日社説「海洋の常識が示された」、東京社説「無視は国際孤立を招く」、琉球新報「中国は国際秩序を守れ」、沖縄タイムス「法の支配を尊重せよ」、産経、読売、日経も同じであり、「中国は海洋法を守れ、法秩序を守れ」の大合唱だ。さて日本は海洋法を守り、法秩序を順守しているのか、これについてこの論説記者たちは驚くほど知だ。海洋法を守ると、日本が800億円を用いて埋め立てを続けてきた沖ノ鳥島がどうなるのかについて意識した社説は皆無である事実に驚かされる。無知蒙昧の代表として岸田文雄外相の記者会見を読んで見よう。2016年7月15日午前、外務省会見室における会見で外務官僚の傀儡外相が支離滅裂な発言を続けた。

【香港フェニックステレビ李記者】南シナ海に関して仲裁判断が出た。外相談話で、今回の仲裁判断には法的拘束力が

あるといった内容があつた。日本側は、島の判断も含めて支持をすることか。島の解釈を含めて、日本側は法的拘束力があるとお考えか。

【岸田外相】今回の比中仲裁判断は、国際法に基づいて平和的な解決を行う、法の支配を重視する、という考え方について重視してきた。国連海洋法条約の規定に基づく仲裁判断は最終的であり、紛争当事国を法的に拘束するものであり、当事国は今回の仲裁裁判に従う必要がある、と考えている。この最終的な判断は「紛争当事国を法的に拘束するものである」と考えており。

【李記者】日本側は「沖ノ鳥島が島である」と主張してきた。ただ台湾や中国は「島ではない」と主張している。沖ノ鳥島は「人間が居住できる環境、経済活動ができる環境」なのか。今回の仲裁判断には「当てはまらない」ということか。

【岸田】岩について「具体的な定義はない」と考えている。国連海洋法条約第121条3項など様々な規定があるが、「岩の定義はない」「岩であるかどうかの解釈」が確定しているとは言えない。今回の仲裁判断は沖ノ鳥島等の法的地位に関する判断ではない。今次、仲裁判断に拘束されるのは、当事国であるフィリピン及び中国のみである。

香港記者の質問は、当然予想される質問だ。外相が「仲裁判断には法的拘束力がある」と指摘したのに対し、その「法的拘束力の及ぶ範囲」を聞いたのだ。「今回の仲裁判断は沖ノ鳥島等の法的地位に関する判断ではない」「今次、仲裁判断に拘束されるのは、当事国であるフィリピン及び中国のみである」と公言するのは、本人の名誉のためにも、出身校早稲田大学法学部のためにも、出しい事態ではないか。岸田文雄・法学士は、そもそも法治のABCを忘れていた。裁判判断は紛争当事者（中比）を直接拘束すると同時に、「判例としての普遍性」をもつ。これが法の世界の大原則であり、記者はその確認を求めたものだ。この判決が「沖ノ鳥シマに直接関わる」とは、仲裁判断を読めば一目瞭然なのだ。どうやら香港記者を除く日本の御用記者たちは、500頁の仲裁裁定書を一行も読んでいない。判決を読まずに質問するから、外務官僚の無責任答弁メモを読み上げる外相の虚言に騙される。沖ノ鳥島は、南シナ海に浮かぶものではない。今回の中比仲裁は南シナ海の島嶼に関わるもので

あるから、一見、無関係に見える。だが今次裁定書は「419」「439」「451」「452」「457」の5つの段落（ペラグラフ）で「沖ノ鳥島（Oki-no-Tori-shima）」に言及した。中国・韓国の「沖ノ鳥イワ」（the rock of Oki-no-Tori）の呼称さえも、「452」「457」の2つの段落で用いた。たとえば「457」段落では「海洋法121条3項にいうイワを国際海底土に関わるグローバル・コモンズの範囲とみなすことは一般性をもつ重要な法的論点である。沖ノ鳥イワから大陸棚延伸を要求するのは、グローバル・コモンズ海域に対する重大な侵害となる」という一節を引用している。この文言の典拠は、中国政府の口上書（Note Verbale from the People's Republic of China to the Secretary-General of the United Nations, No. CML/59/2011, 3 August 2011）を踏まえたものだ。この一句から明らかのように、仲裁は、4年前に中国が日本政府の沖ノ鳥島論を批判する文脈で提起した論点を直接引用して、南シナ海の島嶼に適用した。

4、仲裁裁定の論点

論点は次の2つである。

①200カイリの排他的經濟水域および350カイリまでの大陸棚延伸の権利を持つ「島」の条件を厳密に規定し、この条件を欠くものはイワと認定すべきである。

②島の範囲をこのように厳しく限定することは、中国や韓国がかつて日本を批判する際に提起したグローバル・コモンズ保護の思想に適うものだ。今次の仲裁裁判が海洋法第121条3項について、厳密な判例を示したことは特筆すべきものであり、新判例として踏襲される。沖ノ鳥「島」が「イワ」と認定され、排他的經濟水域200カイリおよび大陸棚延伸の対象から外されることは、2012年対日勧告書の経緯に照らしても明らかなのだ。だが、日本メディアの論評において、この事実は、意図的に隠蔽された。その結果、各紙社説は、この判決が沖ノ鳥島を直接拘束する結果を導くことをまるで眼中にいれずに、中国に対してのみ判決を守れと一斉要求した。この主張は「日本が沖ノ鳥島を放棄することと同義であることに知恵が回らない。すべての社説が認知症論説委員によつて執筆される異常事態が生まれた。ここで確認しておくべきは、仲裁判断が引用した中国の口上書 No. CML/59/2011 (3

August 2011) が、いつ、どのようないまでもなく今回の仲裁法廷に、中国は参加していない。安倍内閣の安保法制たか、である。「沖ノ鳥島は島か岩か」(矢吹『南シナ海領土紛争と日本』第2章)で詳論したように、大陸棚延伸問題をめぐって日本と中国・韓国とが争った際に、中国が提出し、韓国がただちにこれに追随したものだ。すなわち2012年4月大陸棚限界委員会が「対日勧告書」を公表し、そのなかで中韓の見解が引用された(矢吹107~142頁で詳論)。この勧告書が公表された際に、当時の横井裕報道官(現中国大使)は終始アイマイな説明を行い、記者たちもおざなりの質疑だけで終わり、問題の解明を行わなかった。そのいきさつを私は「沖ノ鳥島大陸棚延伸をめぐる日中韓の駆け引き」(第2章第2節)で書いた。その勧告書の結論は、沖ノ鳥島の南に位置する「九州バラオ海嶺南部海域」について、中国・韓国の指摘した疑問(沖ノ鳥島は島か岩か)が解決されるときまで「勧告を出す状況にはない」と「中韓の反対」という理由を付して、「先送り」としたのだ(矢吹108頁)。

いうまでもなく今回の仲裁法廷に、中国は参加していない。安倍内閣の安保法制懇談会の座長を務めた親米派外務官僚柳井俊二仲裁法廷前所長が、5人の判事のうち4人をみずから選んだことは、周知の通りだ。仲裁法廷(Arbitral Tribunal)は、2013年6月21日に設置され、法廷を構成した5名の判事とその国籍は、以下の諸氏であった。Judge Thomas A. Mensah (Presiding Arbitrator)(ガーナ)、Judge Jean-Pierre Cot (フランス)、Judge Stanislaw Pawlak (ポーランド)、Professor Alfred H.A. Soons (オランダ)、Judge Rudiger Wolfrum (ドイツ、フィリピンが指名)。この選出過程を仲裁裁定書はパラグラフ[30]で説明している。フィリピン政府はドイツ国籍のWolfrum判事を指名したが、中国政府はこの過程に参加せず、判事の指名を行わなかつたので、柳井所長が代わりに残りの4名の指名を行つた。この件について後に中国外交部劉振民副部長が批判したことについて、柳井は「有能な法律家で、海洋法の知識をもつ一流の人たち」を選んだと弁明した(『朝日新聞』2016年7月15日付、インタビューは鈴木暁子記者)。判事の経歴を見ると、なるほど一流の海洋法専門家である。しかし

5、仲裁裁定の実際

ながら、安倍政権の安保法制懇の座長を務めた経歴をもつ柳井所長の判断が仲裁法廷の中立性に疑問を抱かせたことは否めない。これは何よりも中国が仲裁への参加を拒否して代表を送らなかつたことによるが、この参加拒否を奇貨として残りの4名の判事を選んだことが「公正な仲裁」を傷つけるおそれを想定しなかつたのか、疑問が残る。中国の参加拒否の理由は、仲裁法廷の権限は海洋法条項の解釈や適用の可否に限定されており、この範囲を越える課題を扱おうとしているというものが、これが問題ならば、仲裁法廷の場で、越権行為を批判すれば済むことではないか。これらの技術的理由を挙げて中国が仲裁への参加拒否を決定したのは、国連安全保障理事会で常任理事国としての特権をもつ中国に相応しくない対応だ。中国は九段線のような根拠薄弱な主張の代わりに、日華平和条約第2条を指摘して、日本帝国主義の新南群島放棄は、この条約に基づくものである事実を強調すべきであった。当該条約の当事者たる中華民国が歴史的権利の有する（有した）ことは明らかであり、その継承国家としての中華人民共和国に「歴史的権利が有する」と主張すべきであつた。もしこの論点が提起されたならば、

仲裁法廷は大きなジレンマに直面したはずだ。中華民国は1945～71年は国連創設国でかつ常任理事国のメンバーであつたが、いまは国連に座席はない。このような地位をかつて保有していた政体の権利をどのように扱うのか。少なくとも九段線を扱うように一蹴できないことは容易に想定できるであろう。

ところで、仲裁法廷への参加を中国が拒否したことから「中国の主張はすべて無視された」と受け取るのは、大きな誤解だ。仲裁判決の核心をなす2つの原則、①島か岩か、②グローバル・コモンズ保護の思想は、中国と韓国が沖ノ鳥島の埋め立てを批判する文脈で強調したものだ。ここから中比判決の「カゲの主役」は、沖ノ鳥島をめぐる2つの原則であつた事実が明らかだ。このいわば「隠し絵」に気づかず、沖ノ鳥島と南シナ海の島嶼とを切り離して考えることは、致命的な過ちにつながる。日本政府も記者たちもこの大いなる誤解のなかで、日本の立場を忘れて滑稽劇を演じた。今回の仲裁判断は、「沖ノ鳥島がカゲの主役」であったとさえ言つてよい。沖ノ鳥島論争から出发して、①島の定義を厳密に解釈する、②グローバル・コモンズを尊重しつつ、海洋資源問題を扱うという新しい思想を

判断の基軸に据えたからだ。

海洋法第121条3項にいう「人間の居住」、「生活の維持」を判決はより厳密に解釈した。新解釈によれば、「人間の居住」、「生活の維持」とは、「外部からの補給」に依拠した居住や生活は、「認めない」という生態学的判断を示した。これは埋め立て、環境破壊競争に伴う環境破壊状態に対しても、強力な歯止めをかけたのであり、思慮深い、優れた見識である。日本国会は、2010年に埋め立て法案を作り、血税800億円の投下を決定した。この悪法に賛成票を投じた全議員は過ちを認め800億円を返済すべきではないか。このような悪法の成立を主唱し、大いなる旗振り役として騒いだ石原慎太郎元都知事の責任はことのほか重い（ちなみに彼は尖閣国有化騒ぎにおいても決定的な役割を演じた）。

6、大陸棚限界委員会の対日勧告

ここで今次の中比仲裁の前提となつた対日勧告書、すなわち大陸棚限界委員会が2012年に公表した対日勧告書の結論部分を整理して示しておく。日本は、A九州バラオ海嶺南部海域、B南硫黄島、C南鳥島、D茂木海山、E小笠原海台、

F 沖大東島、G 四国海盆の 7 つの海域について大陸棚延伸を申請した。限界委員会が対日勧告書において、延伸を認めたのは、B (パラグラフ 47)、E (パラグラフ 107)、F (パラグラフ 144)、G (パラグラフ 200)、の 4 海域であり、A (パラグラフ 16)、C (パラグラフ 68)、D (パラグラフ 82)、の 3 海域では延伸を認められなかった。この国連勧告は、日本政府にどのように反映されているのか。ちなみに国交省港湾局「沖ノ鳥島における活動拠点整備事業説明資料」(2010 年 8 月)によれば、沖ノ鳥島は「約 42 万 km² の排他的経済水域の面積を有する島」とされてきたが、日本政府の思い込みは、大陸棚限界委員会が認めず、約 42 万 km² の排他的経済水域は、波間に沈んだ。しかしながら、国交省関東地方整備局が今年、すなわち 2016 年 2 月に作成した資料では、依然として「約 42 万 km² の排他的経済水域の面積を有する島」の表記が散見される。そして 2012 年 4 月に大陸棚限界委員会が対日勧告書において、これを認めなかつた事實を一見まったく無視しているように見えるが、実は作為が文面に浮かぶ。たとえばこの 2016 年資料の 4 頁の説明は、以下のように「事業の必要性」として

「排他的経済水域等の保全及び利用に関する活動の拠点」「排他的経済水域等における海洋鉱物資源開発の推進等主権的権利を行使」の文言が見える。読者よ、ここに付加された「等」に注目されたい。2010 年の説明には、「等」はなく「排他的経済水域」と言い切っていた。これを大陸棚限界委員会が対日勧告書において否定した現実に鑑みて、小役人は逃げを打ったのだ。それが「等」の意味だ。「排他的経済水域」は危ういが「主権的権利の行使」は主張したい、これが「等」の意味であろう。なんともセコイやり方であり、国際的にはまず絶対に通じない言い逃れだ。筆者が疑問に思うのは、一方で大陸棚限界委員会の正式勧告をこのように軽く扱いつつ、南シナ海における仲裁裁定については、「中国は国際法を守れ」と、政府主導のもと、主要全国紙を通じて一斉キャンペーンを行うチグハグぶりだ。国際法をもし尊重するならば、「沖ノ鳥島に排他的経済水域が認められなかつた現実」をそのまま書いて、今後の血税浪費対策をまじめに検討するのがスジである。

7、沖ノ鳥島をどうすべきか

(1) 漆間巖氏は警察庁長官、内閣官房副長官を歴任し、「第二の後藤田」の異名を得た警察官僚である。『日本経済新聞』(2016 年 8 月 9 日付『日本経済新聞』夕刊)に「大陸棚の限界」というエッセイを書いたが、これには沖ノ鳥島の待つ厳しい運命に対する洞察が欠如している。漆間は仲裁法廷が「南沙諸島にあるすべての岩礁は、排他的経済水域および大陸棚を生じさせない岩である」と判決した箇所に注目し、「中国や韓国が我が国の最南端に位置する沖ノ鳥島を岩と主張しているのが思い出された」と往時の感傷に浸る。これは無責任な書き方だ。(2) 日本が沖ノ鳥島を基点とする①排他的経済水域 (EEZ) やび②大陸棚延伸を申請した際に、中国や韓国が「沖ノ鳥島は人間の居住が不可能であり、島ではなく岩にすぎない。それゆえ EEZ も大陸棚延伸も認められない」とそれぞれの政府の口上書で日本の申請を批判した。仲裁判決は、両国政府の口上書に対し、お墨付きを与えた。日本の申請が「事実上却下された」ことを意味する。中韓の主張を「思い出す」ととき感傷では済まされない深刻な事態なのだ。

(3) 漆間の書いたように、日本政府は 2008 年 10 月に「7 海域 74 万平方キロ

の大陸棚延長申請を国連大陸棚限界委員会に申請し、受理された。漆間はこの申請時の内部作業について、「海上保安庁職員が、太平洋における大陸棚延長の可能性を見極めるために海底調査を始めたこと」を挙げ、「この活動なくしては大陸棚延長の申請は不可能であった」、「これぞ先見性をもって仕事を蕭々進め公務員の鑑」と自画自賛する。大陸棚限界委員会はなるほど日本の申請を「受理」したが、この申請には、中韓から強いクレームがついて、結局は「このクレームが採用された」からには「申請の間違い」が問われている。その反省なしに、自画自賛とは、無責任ではないか。とても「先見性をもって仕事を蕭々進める公務員の鑑」などと誇れない。海洋法の規定を理解せずに、ダメ元申請をやり、体よく門前払いを食わされた。深刻な反省、責任追及は必至だ。(4) 2012年4月の対日勧告書で「4海域、約31万平方キロの大陸棚」が認められたのは事実だが、問題は残りの「3海域、約43万平方キロ」の行方ではないか。漆間も自覚している「最も困難な課題と言える沖ノ鳥島が唯一の基点となる海域」は、将来も延長が認められる可能性はない。「今回の判決を踏まえ、関係公務員が結束して

良い知恵を出して欲しい」と漆間は結ぶが、対日勧告書(2012年4月20日)と今回の判決(2016年7月12日)を精査するならば、そこから導かれる結論は、「良い知恵」を出したとしても、すでに手遅れだ。(5) 漆間のいう「沖ノ鳥島も基点の一つになっている我が国のEEZに囲まれた公海」とは、四国海盆海域を指す。これが認められたのは事実だが、これについて「沖ノ鳥島も基点の一つになっている」と説明するのは、強弁である。日本政府は沖ノ鳥島を基点の1つとして申請したが、対日勧告書は、「沖ノ鳥島も基点の一つ」として認めたのではなく、沖大東島等の基線から60カイリ線を結んで四国海盆海域の底辺を認めたのだ。(6) 外務省の横井裕報道官(現中国大使)が2012年5月28日に記者会見を行った際に、共同通信とNHK記者が中国、韓国の異論に触れたが、中韓の指摘は「四国海盆海域の認定は、沖ノ鳥島を基点の一つとしたものではない」と書いた「対日勧告書の記述と矛盾するではないか」という指摘であった(矢吹『南シナ海領土紛争と日本』108~117頁)。この記者会見は官僚答弁に終始し、問題はあいまいままに残された。ここでやり過ごした曖昧箇所に、

明解な結論を出したのが今回の仲裁判決であると読むべきだ。すなわち「人間の居住できない沖ノ鳥島は岩である、と主張した中韓の主張は正しい」、「沖ノ鳥島が岩であるとの同じ理由で、南シナ海には島は存在しない。存在するのはすべて岩である」、「島ならぬ岩には、排他的經濟水域および大陸棚延伸の資格はない」。(7) 国連大陸棚限界委員会と海洋法仲裁廷とは、元来別の機関である。しかしながら海洋法の解釈と判例作りの上では共通の任務に取り組み、「島か岩か」の争点については、「沖ノ鳥島モデル」にしたがって、仲裁判決の根拠とした。この事実は仲裁判決書の随所で、沖ノ鳥島の事例が言及されていることから明らかだ。(8) 漆間のエッセイは、対日勧告書と切り離して比中判決を読み、沖ノ鳥島のEEZ(=42万平方キロ)喪失の厳しい現実について、「根拠なき希望的観測」を語るもので、百害あって一利なしの駄文である。漆間はすでに引退した官僚だが、彼が内閣副官房長官を務めた時代に、実らぬタネが蒔かれたのだ。

(2016年10月6日・公開フォーラム)